



令和8年6月25日

各位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

親会社への貸付に係る

親会社保有の連結子会社に対する担保権設定に関するお知らせ

1. 概要

当社は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社（以下「昭和ホールディングス」という。）との間で締結した融資枠設定契約に基づいて昭和ホールディングスへの貸付を行っております。このたび、当該貸付金が3.88億円超と多額となっていること、またこれまで一度も当該貸付金が返済されたことはなく、昭和ホールディングスの財政状況から即時弁済を受けることが困難であることを鑑み、昭和ホールディングスが保有する一部の連結子会社株式について、当社を質権者とする根質権設定を受けることを、2024年8月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、本日、当社代表取締役社長が決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当社グループ内における貸付および財務戦略に関する重要な事項であると判断したため開示するものです。

2. 融資枠設定契約の内容

(1) 令和6年8月9日付融資枠設定契約書（債権者：当社）

- ・融資枠の上限額（極度額）：4億5,000万円
- ・金利：年3% ・融資枠の利用状況：3億8,800万円
- ・債権者（貸付人）：株式会社ウェッジホールディングス（当社）
- ・債務者（借入人）：昭和ホールディングス株式会社

(2) 下記については当社、及び当社連結子会社と昭和ホールディングスの融資取引ではありませんが、昭和ホールディングスへの貸付残高が膨らむことは、当社の昭和ホールディングスへの貸付金回収可能性に影響を与える可能性も考慮し、投資家の皆様に重要な情報であると考え参考情報として記載させていただ

きます。

令和7年9月12日付融資枠設定契約書（債権者：株式会社日本橋本町菓子処）

- ・ 融資枠の上限額（極度額）：8億5,000万円
- ・ 金利：年3% ・ 融資枠の利用状況：8億4,509万円
- ・ 債権者（貸付人）：株式会社日本橋本町菓子処（昭和ホールディングスの連結子会社）
- ・ 債務者（借入人）：昭和ホールディングス株式会社

3. 担保受領（根質権設定）の内容

（1）当社向け担保（令和6年8月9日契約）

① 株式会社日本橋本町菓子処

- ・ 普通株式：13,077株（54.49%）
- ・ 担保評価額：30,857,687円
- ・ 評価方法：第三者株価評価額（DCF法と清算価値法の平均80,900,000円） × 持分割合54.49% × 掛目70%

② 明日香食品株式会社

- ・ 普通株式：4,032株（40.32%）
- ・ 担保評価額：71,886,528円
- ・ 評価方法：第三者株価評価額（DCF法254,700,000円） × 持分割合40.32% × 掛目70%

③ 昭和ゴム株式会社

- ・ 普通株式：9,540株（90%）
- ・ 担保評価額：1円
- ・ 評価方法：同社の財政状況を加味した備忘価格

④ 株式会社ルーセント

- ・ 普通株式：540株（90%）
- ・ 担保評価額：1円
- ・ 評価方法：同社の財政状況を加味した備忘価格

（2）株式会社日本橋本町菓子処向け担保（令和7年9月12日契約）

① 株式会社ウェッジホールディングス

- ・ 普通株式：10,826,100株（25.48%）
- ・ 担保評価額：257,661,180円
- ・ 評価方法：2026年6月24日終値（34円）に担保入れする株式数を乗じた時価（368,087,400円） × 掛目70%

なお、それぞれ担保権設定につきましては、準備ができ次第、いずれも速やかに実施予定です。

4. 本件の背景と目的

当社は、親会社である昭和ホールディングス株式会社の事業運営上の資金需

要に応じて同社に対し貸付を行うため、2024年8月9日に融資枠設定契約を締結し、必要な貸付資金の提供を行ってきました。

また昭和ホールディングスは、同日に株式会社日本橋本町菓子処(昭和ホールディングスの連結子会社)とも同様の融資枠設定契約書(融資枠3.5億円)を締結し、その後、昭和ホールディングスで必要とする資金が増加したことから2025年9月12日に融資枠を拡大(3.5億円→8.5億円)しております。

当該融資枠設定契約は、当初短期運転資金として融資期間最長3ヶ月間を想定し運用開始しましたが、当該貸付金が実質的に長期間固定化してしまっていること、日本橋本町菓子処からの貸付金も加えると昭和ホールディングスへの貸付金が急激に積みあがってしまっていること、及び昭和ホールディングスの現在の経営成績/財政状況を勘案すると即時に返済資金を用立てることは不可能であることから、当社にとっては債権保全措置が必要な状況となっております。

2026年6月24日時点で、それぞれの債権者(貸付人)である当社及び株式会社日本橋本町菓子処に対する昭和ホールディングスの借入金合計金額は、融資枠13億円に対し、12.3億円(貸付残高は当社388百万円、日本橋本町菓子処845百万円)と融資枠の限度額に近づいており、今後の昭和ホールディングスの事業用資金の需要を考えると、近々で当該融資枠の更なる増額/契約の更新が必要となると想定しております。

一方で、当社は、東京証券取引所グロース市場の時価総額基準40億円を満たしていない(2026年6月24日現在の時価総額14.44億円、一株あたり34円で試算。)ことから、上場廃止基準に抵触しております。当社ではこの状況を回避するため、スタンダード市場への市場変更の準備を進めていることから、親会社からの独立性の確保にも積極的に取り組んでおります。2026年6月22日に昭和ホールディングスと当社でそれぞれ公表した「代表取締役の異動に関するお知らせ」は両社の代表取締役兼務を解消し、親会社からの独立性を確保する為の一環として実施したものです。

当社からは、2025年年末頃から当社の適正な財政状態の確保と投資計画の立案に必要な観点から、昭和ホールディングスに対し、債権債務関係の順次解消と融資枠設定契約書の返済期限の正確な適用、及び滞っている借入金の返済スケジュール提示を求めてきました。昭和ホールディングスからは、他に資金調達の代替手段がない旨の説明は再三受け取っておりますが、交渉が長期化する中で、当社には少数株主が存在し、独立した法人間の取引として相互の経営の独立性や財政の健全化を考慮する必要があることから、現時点で貸付金担保権を設定しつつ、融資枠設定契約の条件について交渉を継続することといたしました。

なお、担保権の設定や交渉については、当該融資枠設定契約書の締結を2024年8月9日付当社取締役会で承認する際に、担保権を設定する際の詳細条件については代表取締役社長に一任すると決定していたことから、本日、代表取締役の決定により上記3. 担保受領(根質権設定)の内容に記載の昭和ホールディングスが保有する連結子会社株式について、当社を質権者とする根質権の設定を進めることといたしました。今後速やかに根質権の設定を進めてまいります。

5. 今後の見通し

現時点では、昭和ホールディングスとの融資枠設定契約の条件変更など一切確定しておらず、現時点でも協議を継続しております。

本件につきましては、当社の財政状況を健全化すること、及び当社の親会社からの適正な独立性を確保することを第一に考え、引き続き融資枠設定契約書の条件交渉の協議を進めてまいりますので、今後開示が必要な事象が生じた場合には、速やかに開示いたします。

また、現在当社は、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準(時価総額基準40億円)に適合しておらず、2026年9月末日が改善期間の期限となっており、株主や投資家の皆様には多大なご心配をお掛けしております。引き続き上場維持ができるよう最善を尽くしてまいりますので、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

以 上